ものをいい、同法第四百四十五条の規定により軽自動車税の種別割を課することができないものの又は同条の規定により納税義務を免除するものを除く。以下同じ。）の当該年度の四月一日現在の台数（次の各号に規定する軽自動車等の台数を除く。）を同表の上欄の区分に従い区分し、当該区分した台数をそれぞれ乗じて得た額の合算額に〇・九七〇を乗じて得た額

［表　略］

二　地方税法附則第三十条における税率の特例の対象となる軽自動車等について、次の算式によって算定した額

算式

［｛(7,800円×α)×A｝＋｛(1,900円×β)×B｝］×0.970

ただし、(7,800円×α)及び(1,900円×β)に円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、(7,800円×α)×A及び(1,900円×β)×Bに千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

［略］

α　次の算式によって算定した市町村ごとの基準税率補正率（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

(b／a)×(1／7,806)

ただし、b／aに整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

［略］

β　次の算式によって算定した市町村ごとの基準税率補正率（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

(d／c)×(1／1,939)

ただし、d／cに整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

［略］

［三　略］

（市町村たばこ税の基準税額の算定方法）

第三十四条　市町村たばこ税の基準税額は、次の算式によって算定した額とする。ただし、当該額が負となる場合には、当該額は零とする。

算式

(A×B)×4.9140－C

(A×B)が500未満であるときは０とし、(A×B)に500未満の端数があるときはその端数を切り捨て、500以上1,000未満の端数があるときはその端数を1,000とする。

算式の符号

［略］

B　次の算式によって算定した市町村ごとの乗率（算定の過程及び当該乗率に小数点以下４位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。以下この条において同じ。）

ものをいい、同法第四百四十五条の規定により軽自動車税の種別割を課することができないものの又は同条の規定により納税義務を免除するものを除く。以下同じ。）の当該年度の四月一日現在の台数（次の各号に規定する軽自動車等の台数を除く。）を同表の上欄の区分に従い区分し、当該区分した台数をそれぞれ乗じて得た額の合算額に〇・九七二を乗じて得た額

［表　同上］

二　地方税法附則第三十条における税率の特例の対象となる軽自動車等について、次の算式によって算定した額

算式

［｛(7,800円×α)×A｝＋｛(2,000円×β)×B｝］×0.972

ただし、(7,800円×α)及び(2,000円×β)に円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、(7,800円×α)×A及び(2,000円×β)×Bに千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

［同左］

α　次の算式によって算定した市町村ごとの基準税率補正率（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

(b／a)×(1／7,800)

ただし、b／aに整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

［同左］

β　次の算式によって算定した市町村ごとの基準税率補正率（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

(d／c)×(1／1,971)

ただし、d／cに整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

［同左］

［三　同上］

（市町村たばこ税の基準税額の算定方法）

第三十四条　市町村たばこ税の基準税額は、次の算式によって算定した額とする。ただし、当該額が負となる場合には、当該額は零とする。

算式

(A×B)×4.9140－C

(A×B)が500未満であるときは０とし、(A×B)に500未満の端数があるときはその端数を切り捨て、500以上1,000未満の端数があるときはその端数を1,000とする。

算式の符号

［同左］

B　次の算式によって算定した市町村ごとの乗率（算定の過程及び当該乗率に小数点以下４位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。以下この条において同じ。）